

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	法人市民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、法人市民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

## 公表日

令和6年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法人市民税に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1基本台帳管理業務 ①法人設立届出書等の審査・受理 ②法人市民税基本台帳に登録</p> <p>2申告受付・課税業務 ①法人市民税申告書、納付書の作成・送付 ②法人市民税申告書の審査・受理 ③法人市民税課税台帳に登録 ④法人市民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定ならびに通知</p> <p>3税額更正・決定業務 ①更正の請求書の審査・受理 ②法人税の更正又は決定に係る通知の受理 ③法人市民税の更正又は決定した場合の通知</p> <p>4調査業務 ①法人市民税関係書類の照会・閲覧</p> <p>5証明書発行業務 ①所在証明書の発行</p>
③システムの名称	法人市民税システム、庁内基本情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
法人市町村民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
地方税共同機構、総務省	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先  
伊勢原市総務部文書法制課  
〒259-1188  
神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4867

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先  
伊勢原市総務部市民税課  
〒259-1188  
神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-74-5428

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[       十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。  
併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。

变更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I-1② 事務の概要	5証明書発行業務 ①所在証明書の発行	5証明書発行業務 ①所在証明書の発行	事後	事後で足りり得るもの任意
平成29年7月20日	I-1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	伊勢原市市民生活部市民協働課	伊勢原市総務部文書法制課	事後	事後で足りり得るもの任意
平成30年7月31日	I-5 ②所属長の役職名(様式変更前、②所属長)	市民税課長 門倉 誠	市民税課長	事後	事後で足りり得るもの任意
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年7月31日時点	事後	事後で足りり得るもの任意
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年7月31日時点	事後	事後で足りり得るもの任意
令和1年6月28日	G 他の評価実施機関	地方税電子化協議会、総務省	地方税共同機構、総務省	事後	事後で足りり得るもの任意
令和1年6月28日	I-1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	Tel0463-94-4711	Tel0463-94-4867	事後	事後で足りり得るもの任意
令和1年6月28日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	Tel0463-94-4711	Tel0463-74-5428	事後	事後で足りり得るもの任意
令和1年6月28日	IV リスク対策		(様式変更に伴う記載追加)	事前	様式変更に伴う
令和2年6月26日	I-1③システム名称	法人市民税システム、MICJET番号連携サービス、庁内基本情報連携システム	法人市民税システム、庁内基本情報連携システム	事後	事後で足りり得るもの任意
令和2年6月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和1年6月28日時点	事後	特定個人情報保護の再評価
令和2年6月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和1年6月28日時点	事後	特定個人情報保護の再評価
令和6年12月27日	I-3 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法第9条第3項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	IV リスク対策		(様式変更に伴う記載追加)	事後	様式変更に伴う